

## 小樽市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業所 (指定・更新) 申請に必要な書類一覧

### 【はじめに】

- 1 指定申請及び指定更新申請は、必ず「厚生労働大臣が定める様式」により行ってください。
- 2 「厚生労働大臣が定める様式」にある、各サービス種別のチェックリスト【付表第三号(一)～(二) 各事業所の指定に係る記載事項 添付書類・チェックリスト】を確認し、添付が必要な書類を確認してください。

### 【小樽市に提出するもの】

書類番号	書類区分	様式	様式名等	確認欄
1	指定申請書 又は 指定更新申請書	厚生労働大臣が定める様式	指定：別紙様式第三号(四) 更新：別紙様式第三号(五)	<input type="checkbox"/>
2	各サービス種別の指定等に係る記載事項	厚生労働大臣が定める様式	付表第三号(一)～(二)	<input type="checkbox"/>
3	添付書類(上記チェックリストで確認し該当するもの)	厚生労働大臣が定める様式 標準様式	標準様式1(1-1又は1-2)～5	<input type="checkbox"/>
4	小樽市介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書	国様式に準ずる	別紙50	<input type="checkbox"/>
5	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表	国様式	R6.5月末迄：別紙1-4 R6.6月以降：別紙1-4-2	<input type="checkbox"/>
6	建築基準法に基づく検査済証等の写し※	事業所が所在する自治体による	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	消防法に基づく検査済証等の写し※	事業所が所在する自治体による	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※印は、第1号通所事業所は指定申請時に必ず提出してください。指定更新申請時は提出不要です。

※印は、第1号訪問事業所は指定申請及び指定更新申請ともに提出不要です。

【重要】厚生労働大臣が定める様式の各サービス種別のチェックリスト【付表第三号(一)～(二)】も必ず提出してください。

### 【提出時に必要なもの等】

- 1 厚生労働大臣が定める様式 標準様式1「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の提出に際し資格要件がある職種については、資格証や研修修了証の写し等の資格が確認できるものを添付してください。
- 2 厚生労働大臣が定める様式 標準様式5「誓約書」と合わせて、様式第2号(第13条関係)「暴力団排除に係る誓約書」も提出してください。
- 3 指定・更新申請ともに、今回(又は直近)の申請の際、通所介護・訪問介護の指定権者へ提出した添付書類の写しを提出してください。※本市に提出した書類は不要です。
- 4 各書類は、申請日現在の状況で作成してください。  
指定申請事業所は、勤務表等については開設予定月(暦月分)で作成してください。  
指定更新事業所は、勤務表等については原則、申請月の前月分(暦月分の実績)を提出してください。